

指定管理者募集にかかる行政の福祉化関係説明資料

(令和元年8月)

大 阪 府

目 次

【関係資料】

- 《資料1》大阪府における行政の福祉化の取組みについて P1
[担当課]福祉総務課 総務・企画グループ(庁内内線2413)
- 《資料2》ハートフル条例の概要及び障がい者雇用率制度について P3
[担当課]雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ(06-6360-9077)
- 《資料3》地域就労支援センターについて P12
[担当課]雇用推進室就業促進課 就業支援グループ(06-6360-9072)
- 《資料4》障害者就業・生活支援センターについて P14
[担当課]障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ(庁内内線4161)
- 《資料5》母子家庭等就業・自立支援センターについて P16
[担当課]子ども室子育て支援課 推進グループ(庁内内線4261)
- 《資料6》ホームレス自立支援センターについて P19
[担当課]雇用推進室労政課 労働対策グループ(庁内内線6762)
- 《資料7》地域若者サポートステーションについて P21
[担当課]雇用推進室就業促進課 就業支援グループ(06-6360-9072)
- 《資料8》自立相談支援機関(生活困窮者自立支援制度)について P22
[担当課] 地域福祉推進室地域福祉課 企画推進グループ(庁内内線2423)
- 《資料9》(社)おおさか人材雇用開発人権センターについて P27
[担当課]雇用推進室就業促進課 就業支援グループ(06-6360-9072)
- 《資料10》大阪府障がい者サポートカンパニー制度について P28
[担当課]雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ(06-6360-9077)
- 《資料11》公正採用選考人権啓発推進員について P32
[担当課]雇用推進室労政課 労政・労働福祉グループ(06-6210-9521)

《資料12》大阪ホームレス就業支援センターについて P34
[担当課]雇用推進室労政課 労働対策グループ(庁内内線6762)

《新規》保護観察対象者等の雇用について P35
[担当課]青少年・地域安全室治安対策課 企画グループ(庁内内線4843)

大阪府における行政の福祉化の取組みについて

行政の福祉化とは

府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通して、障がい者やひとり親家庭の父母、高齢者などの雇用・就労機会を創出し、『自立を支援する取組』であり、『自立を支援する取組』であり、全庁的に進めている。

行政の福祉化促進プロジェクトチーム（H11～H16）

◎平成11年11月 副知事をトップに各部署総務担当課長で結成

取組みにあたっての視点

- 福祉の目指すべき方向は、障がい者や母子世帯の母、高齢者など特定の課題を抱えている人たちに対し、それぞれの人の自立した生活を支援していくという視点が不可欠！
- 健康福祉だけでなく、府政のあらゆる分野で既存資源を活用、あるいは行政手法の改善工夫を行うことで自立支援を促進する。とりわけ雇用就労につなげていく必要があるが新たに雇用創出のための事業化・予算化はしない！

あくまで「既存の予算・事業・資源を活用して取組む」

- 「福祉は担当部署のみが行なう」という職員の意識も同時に改革していく！

平成12年3月『行政の福祉化促進プロジェクト報告書』策定

【新たな課題】雇用失業情勢のさらなる悪化

⇒とりわけ障がい者、母子家庭の母をめぐる雇用環境の悪化

平成15年3月『平成14年度 行政の福祉化推進プロジェクト報告書』策定

概要

これまでの取組みに加え、府の公共発注や公務労働を活用して、障がい者や母子家庭の母の雇用により一層つながる視点で次の項目を重点的に検討。

- (1) 官公需発注に際して、障がい者雇用・就労支援の検討
 - ⇒ 総合評価一般競争入札制度の導入
 - ⇒ 府有施設における清掃業務の就労訓練（就労支援）の取組み 等
- (2) 緊急地域雇用創出特別基金事業の活用（平成11～16年度）
- (3) 既存資源の福祉活用の検討
 - ⇒ グループホーム、ケアホームへの府営住宅の提供
 - ⇒ 府立高等学校余剰教室の福祉的活用 等
- (4) 公務労働分野における障がい者等の就労促進の方策の検討
 - ⇒ 非常勤事務職員として母子家庭の母を雇用
 - ⇒ 知的障がい者を非常勤職員としてモデル雇用 等

報告書策定以降の取組み

- 平成18年度からの指定管理者の選定にあたり、障がい者雇用の促進など、行政の福祉化の視点を審査基準等に盛り込み、障がい者や母子家庭の母などの就職困難者の雇用を創出
- 平成19年度からの大阪府市場化リストにおいても就職困難者の雇用を創出
- 平成29年度、行政の福祉化のさらなる推進のため、社会福祉審議会に行政の福祉化推進検討専門部会を設置し『行政の福祉化の推進のための提言』がとりまとめられた。

庁内の推進体制

座長：福祉総務課長 構成員：各部署総務担当課長

※各部署で「行政の福祉化推進員」を指定し、行政の福祉化に関する施策の進捗状況の把握及びに施策実施の促進に務める。

主要項目における取組み結果（平成30年3月末時点）

◎官公需発注等による、就職困難者の雇用・就労支援の状況

	雇用者数	備考
総合評価入札制度	144	
大規模（10施設）	107	平成15年度～全国初の取組み
中規模（8施設）	37	平成18年度から実施：府民センター（6箇所）及び府立大学府羽曳野キャンパス等
指定管理者制度（69施設）	355	指定管理者からの新規提案数＋契約期間における既雇用数
大阪府市場化リスト（8業務）	2	
合計	501	

◎既存資源の福祉的活用

- ・ 知的障がい者、精神障がい者のグループホームの開設にあたり、府営住宅を443箇所（730戸）提供（継続事業）
- ◎公務労働分野における就労促進

- ・ 34のひとり親の家庭の親を非常勤事務職員として雇用（継続事業）
- ・ 知的障がい者31名及び精神障がい者6名を非常勤事務職員としてチャレンジ雇用（継続事業）

※知的障がい者の配置については、23年度よりハートフルオフィス（大手前・咲洲両庁舎）を設置。精神障がい者の配置については、従来どおり所属配置。

◎市町村への働きかけ

- ・ 総合評価入札制度導入市町 20市

＜参考＞

- ・ 大阪府内民間企業における障害者法定雇用率達成割合は41.0%と未だ低い状況にある。（H30.6.1時点）
- ※民間企業の法定雇用率は2.0%から2.2%に改定（H30.4.1）

「行政の福祉化の推進のための提言」以降の取組み

- ◆平成31年4月1日、ハートフル条例に行政の福祉化の理念を取り入れ改正・施行

- ①ひとり親、生活困窮者など、就職困難者に対象を拡大
- ②公契約における就職困難者の就労支援の推進

◆R1.7.26 障がい者分野の支援組織を認定

◆R1より指定管理者制度において支援組織活用について加点点

③ひとり親雇用を進める事業主への表彰制度を新設

④就職困難者の就労支援について審議会の設置

『プレイヤー（担い手）の拡大』と、困難を抱える人の『働く分野の拡大』の拡大を実現し、すべての人がそがのらしく、生き生きと暮らせる大阪、すなわち「大阪の福祉化」を目指す

障がい者雇用状況の改善に向けて、 事業主の皆様のご協力をお願いします。

- ☆ 大阪府と契約を締結した事業主
- ☆ 大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主
- ☆ 大阪府の公の施設の指定管理者の指定を受けた事業主

いずれかに該当する事業主の皆様は必ずお読みください

障がい者が生き生きと働き、自立した生活を送ることができる 地域社会の実現に向け、ハートフル条例を施行しています。

大阪府は、障がいの有無に関わらず、誰もが社会の一員として仕事に就き、その能力を発揮した日々を過ごすことのできる、明るく笑顔あふれる地域社会づくりをめざしています。

そのため、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図る目的で、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」を制定し、府と関係のある事業主の皆様に対して、障がい者雇用率（法定雇用率）の達成に向けた取組みを誘導・支援しています。

府では、法定雇用率の達成に向け、必要な助言やニーズに応じた支援をまいりますので、事業主の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

《ハートフル条例》

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/jyourei.html>

《ハートフル条例施行規則》

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/jyoureikisoku.html>

大阪府障がい者雇用促進センター

ハートフル条例の運用や障がい者雇用に取り組む事業主様の支援を行うため、大阪府商工労働部雇用推進室に設置された組織です。

I. 条例の対象となる事業主の皆様

次の（１）及び（２）に該当する事業主の皆様が対象となります。

（１） 次のいずれかに該当する事業主

■ 大阪府との間で締結される契約（府の支出の原因となる契約に限る。）のうち、次のいずれかに該当する契約を締結した事業主

- ・ 一般競争入札又は指名競争入札により締結する契約
- ・ 随意契約により締結する契約のうち、ア、イのいずれかに該当する契約
 - ア. 公募プロポーザル型事業者選定方式により相手方を決定する随意契約
 - イ. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（*1）又は第4号（*2）の規定により締結する契約
 - *1：障害者支援施設等から物品を買い入れる契約やシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約等
 - *2：知事の認定した者から新商品として生産された物品を買い入れる契約

■ 大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主

■ 大阪府の公の施設について指定管理者の指定（公募に応じて指定の申請をした場合に限る。）を受けた事業主

（２） 事業主の規模等

- 常用労働者 **45.5人以上**（注1）の民間事業主（法定雇用率 **2.2%**）
- 常用労働者 **40人以上**（注1）の特殊法人及び独立行政法人（法定雇用率 **2.5%**）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第44条から第45条の3までの規定により、障がい者雇用率の算定の特例を受けている親事業主、特例子会社、関係会社、関係親事業主、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主



（注1）チェックポイント！

平成30年4月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げになりました

事業主区分	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から
民間企業	2.0%	2.2%
特殊法人及び独立行政法人	2.3%	2.5%

対象となる事業主の範囲が広がりましたのでご注意ください。

（民間企業は常用労働者 45.5人以上、特殊法人及び独立行政法人は常用労働者 40人以上）

※平成33年4月までには、更に「0.1%」引き上げられます。

Ⅱ. 条例に基づく手続き等

(1) 障がい者雇用状況の報告

条例の対象となる事業主は、法定雇用障がい者数以上の障がい者を雇用しているか否かを確認するため、障がい者の雇用状況（注2）を大阪府知事に報告する必要があります。

（条例第17条第1項）

■ 報告期限

「契約締結日」「補助金の交付決定があった日」「指定を受けた日」の翌日から起算して10日を経過する日

■ 報告方法 （ア）又は（イ）いずれかの方法で報告してください。

（ア）管轄の公共職業安定所長に提出した障害者雇用状況報告書（写し）を提出する。

この場合、報告書の余白又は裏面、あるいは別紙に、下記の例により知事あて報告する旨を記載して、記名押印（代表者印）又は署名し提出して下さい。

【記載例】

大阪府知事 様
大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第17条第1項の規定により、報告します。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
株式会社 △△ 代表取締役 □□ □□ ㊟
《記名押印(代表者印)又は署名》

（イ）府で定める様式に記載して提出する。

様式は次のウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/jorei-yoshiki/index.html>

送付先：〒540-0031
大阪府中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館11階
大阪府商工労働部雇用推進室 就業促進課障がい者雇用促進グループ

■ その他

- ・ ハートフル条例に基づいて、すでに大阪府知事に対し、同じ年の6月1日現在の雇用状況を報告いただいている場合には、改めて提出していただく必要はありません。

- ・「親事業主」「特例子会社」「関係会社」「関係親事業主」「関係子会社」「事業協同組合等」「特定事業主」については、特例を受けている全事業主分の雇用状況を報告してください。この場合、契約締結等の相手方が「特例子会社」「関係会社」「関係子会社」「特定事業主」（以下「特例子会社等」といいます。）であるときは、「特例子会社等」が全事業主分の雇用状況を報告してください。



(注2) チェックポイント!

障がい者の雇用状況の報告について

障がい者の雇用状況を報告していただくにあたり、報告日直前の6月1日の障がい者の雇用状況を報告していただくこととなっておりますのでご注意ください。

※ただし、5月23日から7月4日までの間に契約締結／補助金の交付決定／指定管理者の指定を受けた場合は、7月16日までに、当該年度の雇用状況をご報告ください。

(2) 障がい者雇入れ計画の作成

条例の対象となる事業主のうち、雇用障がい者数が法定雇用障がい者数を下回る事業主（以下「未達成事業主」という。）は、2年以内に法定雇用障がい者数以上となるように障がい者雇入れ計画を作成し、記名押印又は署名の上、大阪府知事に提出する必要があります。（条例第18条第1項）

■ 提出期限

「契約締結日」「補助金交付の決定があった日」「指定を受けた日」の翌日から起算して2ヵ月を経過する日

■ 計画様式（次のウェブサイトからダウンロードできます。）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/jorei-yoshiki/index.html>

ハートフル条例 様式

■ 計画期間

・雇入れ計画の計画期間は2年以内です。ただし、公共職業安定所長の命令により計画を作成している場合は、その計画の期間の末日を雇入れ計画の期間の末日とすることができます。

・知事は提出いただいた障がい者雇入れ計画が著しく不適當であると認めるときは、当該雇入れ計画を変更すべきことを勧告することがあります。（条例第18条第2項）

(3) 進捗状況及び達成状況の報告

未達成事業主は雇入れ計画を提出後、その計画の進捗状況や達成状況を大阪府知事に報告する必要があります。

■ 進捗状況の報告

- ・計画期間が 2 年の障がい者雇入れ計画を作成した場合は、計画期間の開始日より 1 年を経過した日から 1 か月以内に当該雇入れ計画の進捗状況を報告していただく必要があります。(条例第 20 条第 1 項)
※計画期間により、報告いただく期日が変わります。
- ・当該雇入れ計画の進捗状況が適当でないと認められるときには、当該雇入れ計画を確実に実施すべきことを勧告することがあります。(条例第 20 条第 2 項)

■ 達成状況の報告

- ・障がい者雇入れ計画の期間の終了後、4 5 日以内に当該雇入れ計画の達成状況を報告していただく必要があります。その際、計画を達成できなかった場合はその理由をご報告いただきます。(条例第 21 条)

Ⅲ. 条例を守らなかったときなどの措置

(1) 氏名または名称等の公表

- ・大阪府知事は、次のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、その者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容を公表することができます。(条例第 23 条第 1 項)

- ・「障がい者の雇用状況」、「障がい者雇入れ計画の進捗状況」及び「障がい者雇入れ計画の達成状況」の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ・「障がい者雇入れ計画」の提出をせず、又は虚偽の計画を提出したとき。
- ・条例第 18 条第 2 項（障がい者雇入れ計画の作成等）及び第 20 条第 2 項（障がい者雇入れ計画の進捗状況の報告）の規定による勧告に従わなかったとき。
- ・条例第 22 条第 1 項（報告の徴収及び立入調査）の規定による報告の要求に応じず若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

- ・「障がい者雇入れ計画」を達成することができなかった場合において、そのことが当該計画を提出した事業主の責めに帰すべき重大な理由によるものと認められるときは、その者の氏名又は名称、住所及びその旨を公表することができます。(条例第 23 条第 2 項)

(2) 制限措置の実施 < ご注意ください。>

条例第 23 条により氏名等を公表された事業主に対しましては、下記の要綱に基づき、一定期間、契約の相手方、補助事業の対象者又は指定管理者としないことを決定することがあります。

「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例の規定に基づき氏名等を公表された事業主に係る契約の締結及び補助金の交付等の制限措置に関する要綱」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/simeikouhyou.html>

IV. 未達成事業主様への支援

大阪府障がい者雇用促進センターでは、障がい者雇入れ計画を提出された事業主の計画達成に必要な助言や支援を行います。(条例第 19 条)

※ご利用はすべて無料です。

◆ 専門家派遣

障がい者を雇用するときに役に立つ様々な環境整備をサポートするため、事業主様の事務所に民間企業経営経験者などの専門家を派遣します。

《サポート内容》

- ・社内研修会や学習会の講師
- ・特例子会社設立のサポート
- ・特例子会社や支援学校・訓練校見学のコーディネート
- ・雇用事例紹介、障がい特性理解の促進
- ・職場環境の改善、人事・労務管理のアドバイス、職場定着のノウハウ提供 など

◆ 職業紹介

事業主様と、求職中の障がい者の皆さん（職業訓練生や支援学校生徒、福祉施設利用者等）とのマッチングを行います。

◆ 職業実習受入れのコーディネート

障がい者の職場実習を検討される事業主様と、実習希望者との橋渡しを行います。

◆ 各種セミナー・障がい者の職業訓練施設等見学会の開催

障がい者雇用の経験が少ない事業主様を対象とした様々なセミナーや、障がい者の職業訓練施設等、障がい者雇用先進事業所の見学会を開催します。

《セミナー開催事例》

◇精神障がい者雇用管理セミナー

精神障がい者の採用から雇用管理までを学ぶセミナー。

◇支援学校、障がい者職業訓練施設等見学セミナー

障がい者が実際に職業訓練を行っている様子を見学できます。

◇合理的配慮の提供義務セミナー

事業主の合理的配慮提供義務の基礎知識と先進事例の実例紹介など。

◇体験型知的障がい者雇用セミナー

・訓練施設体験コース

・・・職業訓練施設で実際に障がいのある方と一緒に訓練を行います。

・雇用企業体験コース

・・・特例子会社で様々な業務を体験します。



ご確認ください！

雇用の分野で障がい者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました

(平成 28 年 4 月 1 日に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正)

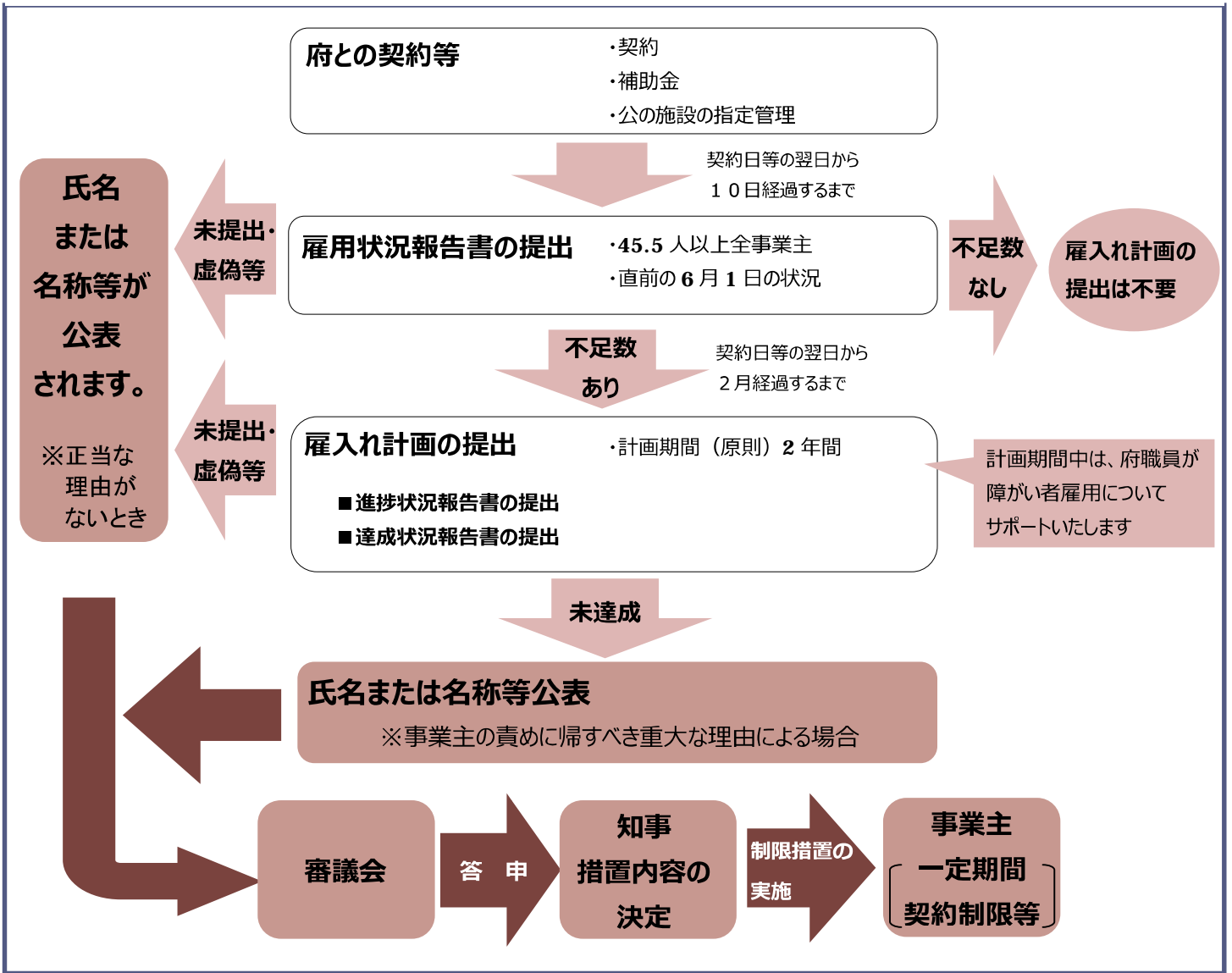
・募集・採用、賃金、配置、昇進、教育訓練などの雇用に関するあらゆる局面で、障がい者であることを理由とする差別が禁止されます。

・事業主は、合理的配慮として、障がい者一人ひとりの状態や職場の状況に応じて、例えば視覚障がいのある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うなどの措置を、過重な負担にならない範囲で提供していただく必要があります。

・事業主は、相談窓口の設置など、障がい者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

※大阪府では、障がいのある方の思いを大切にし、府民の障がい者理解を深めていくため、大阪府が作成する文書等においてマイナスのイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記しています。

ハートフル条例等の流れ



お問い合わせ・書類のご提出先



大阪府商工労働部雇用推進室
就業促進課障がい者雇用促進グループ
(大阪府障がい者雇用促進センター)

<所在地>

〒540-0031

大阪市中央区北浜東3-14

エル・おおさか(大阪府立労働センター)

本館11階

<電話>

06-6360-9077

06-6360-9078

<FAX>

06-6360-9079

※矢印は車でお越しの場合（有料駐車場あり）

障がい者雇用率制度について

障がい者雇用率制度

事業主は、次のように障がい者雇用率（いわゆる法定雇用率）によって計算される法定雇用障がい者数以上の身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者を雇用しなければなりません。この法定雇用障がい者数は、各事業所をまとめた企業全体について計算されることとなっています。

法定雇用障がい者数 ※1	=	企業全体の常時雇用する労働者※2 (短時間労働者※3を含む)の総数※4	×	障がい者雇用率 (民間企業は 2.2%)
-----------------	---	--	---	-------------------------

※1 法定雇用障がい者数の算定に当たっては、1人未満の端数は切り捨てます。

※2 常時雇用する労働者とは、以下のいずれかの者です。

(イ) 期間の定めなく雇用されている労働者

(ロ) 一定の期間（例えば、1週間、2ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

(ハ) 日々雇用される労働者であって、雇用契約が日々更新されて、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

※3 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、20時間以上30時間未満である常時雇用する労働者のことです。

なお、短時間労働者については、1人の雇用をもって0.5人を雇用しているものとして、計算することとなります。

※4 ただし、平成30年4月1日以降、精神障がい者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内または精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方は、1人の雇用をもって1人を雇用しているものとして、計算します。

※5 除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主については、「企業全体の常時雇用する労働者の総数」を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除することとなります。

雇用障がい者数の算定方法

各企業における雇用障がい者数の算定は、下表のとおり行います。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障がい者	○	△
重度	◎	○
知的障がい者	○	△
重度	◎	○
精神障がい者	○	△
		○（雇入れ等から3年以内）

※ ○=1カウント ◎=2カウント △=0.5カウント

障がい者の雇用に関する状況の報告

事業主は、毎年6月1日現在における身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の雇用に関する状況の報告を、7月15日までに、「障害者雇用状況報告書」により企業の主たる事業所（いわゆる本社）の所在地を管轄する公共職業安定所の長に対して行わなければなりません。

※報告義務のある事業主

法定雇用障がい者数が1人以上となる事業主、すなわち常用雇用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が45.5人以上の事業主

問い合わせ先 大阪府商工労働部 雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ
大阪府中央区北浜東3-14 エル・おおさか 本館11F TEL06-6360-9077

地域就労支援事業の概要

地域就労支援事業では、大阪府内の全市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々を支援し、一人ひとりが生き生きと働くことのできる社会の実現を目指します。

◆ 本事業の対象者（「就職困難者」）

1. 中途退学者や卒業後も未就職の状態にある若年者
2. 障がい者、ひとり親家庭の親、中高年齢者などの中で、働く意欲がありながら、雇用・就労を実現できない方々

◆ 地域就労支援センター

地域就労支援事業の実施場所は、各市町村に設置される地域就労支援センターです。

地域就労支援センターには、就労支援コーディネーター等が配置されており、就職困難者等の就職に関する相談に応じています。

また、就労支援コーディネーターは、教育・福祉等の庁内関係セクションと調整したり、関係機関や支援団体で構成される個別ケース会議等の協議を経て、相談者一人ひとりに応じた就労サポートプランを作成します。

（支援メニュー：パソコン講座、医療事務講座等や合同就職面接会等を実施。）

◆ 各種就労支援機関との連携

（主な地域の連携機関）

- ・ハローワーク
- ・障害者就業・生活支援センター
- ・母子家庭等就業・自立支援センター
- ・地域の若者サポートステーション等

（大阪府のバックアップ機関）

- ・OSAKA しごとフィールド 総合受付 Tel 06-4794-9198
大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおおさか 本館2・3F
営業時間：平日 9:30~20:00 土曜 9:30~16:00
相談時間（キャリアカウンセリング）：平日 10:00~20:00（19:00 受付終了）
定休日：日曜日・祝日・年末開始
- ・（一社）おおさか人材雇用開発人権センター

地域就労支援センターの利用者に対する職場体験事業等の実施

- 地域就労支援事業は、就職困難者一人ひとりの状況に応じた支援を実施し、ハローワークと連携して職業紹介、就職斡旋をサポートしていきます。（※職業紹介等を直接実施している市町村もあります。）

各種支援メニューについては、各市町村によって異なりますので、詳しくは裏面の各地域就労支援センターへお問い合わせください。

市町村地域就労支援センター

平成31年4月1日現在

市町村名	所在地	電話番号
大阪市	大阪市浪速区木津川2-3-8 A'ワーク創造館内	06-6567-6890
堺市	堺市堺区大仙西町2-69-9 公益財団法人堺市就労支援協会内	072-244-3711
岸和田市	岸和田市岸城町7-1 岸和田市魅力創造部産業政策課内	072-423-9621
豊中市	豊中市三和町1-1-63 豊中市立労働会館内	06-6334-5211
	豊中市北桜塚2-2-1 生活情報センターくらしかん内	06-6858-6861
池田市	池田市栄本町9-1 池田市立コミュニティセンター内	072-751-0574
吹田市	吹田市片山町1-1 メロード吹田1番館2階 JOBナビすいた内	06-6310-5866
	吹田市岸部中1-22-2 吹田市交流活動館内	06-6388-5504
泉大津市	泉大津市東雲町9-12 泉大津市総合政策部人権くらしの相談課内	0725-23-8689
高槻市	高槻市桃園町2-1 高槻市健康福祉部福祉事務所生活福祉支援課内	072-674-7767
貝塚市	貝塚市畠中1-17-1 貝塚市福祉部市民相談室内	072-433-7086
守口市	守口市京阪本通2丁目5-5 守口市市民生活部地域振興課内	06-6992-1490
枚方市	枚方市岡東町12-1-502 サンプラザ1号館5階 枚方人権まちづくり協会内	072-844-8788
茨木市	茨木市駅前3-8-13 茨木市産業環境部商工労働課内	072-620-1620
八尾市	八尾市光町2-60 八尾市ワークサポートセンター内	072-929-0040
	八尾市桂町2-37 桂人権コミュニティセンター内	072-922-1827
	八尾市安中町8-5-30 安中人権コミュニティセンター内	072-922-1892
	八尾市南太子堂2-1-龍5 龍華コミュニティセンター内	072-922-2911
	八尾市山本町1-8-11 山本コミュニティセンター内	072-922-3661
泉佐野市	泉佐野市上町3-11-48 泉佐野市生活産業部まちの活性課内	072-469-3131
	泉佐野市下瓦屋222-1 泉佐野市立北部市民交流センター内	072-464-5726
	泉佐野市南中樫井476-2 泉佐野市立南部市民交流センター内	072-466-6464
富田林市	富田林市若松町1-9-12 富田林市立人権文化センター内	0721-24-3700
寝屋川市	寝屋川市早子町16-11-101 京阪寝屋川市駅南口1階 ねやがわシティ・ステーション内	072-828-0751
河内長野市	河内長野市原町1-1-1 河内長野市環境経済部産業観光課内	0721-53-1111
松原市	松原市阿保1-1-1 松原市市民生活部産業振興課内	072-337-3112
大東市	大東市住道2-2 大東サンメイツ2番館4階 ワークサポート大東内	072-870-5370
	大東市野崎1-24-1 野崎人権文化センター内	072-879-1818
	大東市北条3-10-5 北条人権文化センター内	072-877-5050
和泉市	和泉市府中町2-7-5 和泉市環境産業部商工労働室内	0725-99-8124
	和泉市伯太町6-1-20 ゆう・ゆうプラザ(和泉市立人権文化センター)内	0725-99-8124
	和泉市いぶき野5-4-7 和泉シティプラザ南棟2F	0725-99-8124
	和泉市仏並町398-1 和泉市南部リージョンセンター	0725-99-8124
	和泉市太町552 和泉市北部リージョンセンター	0725-99-8124
箕面市	箕面市西小路4-6-1 箕面市地域創造部箕面営業室内	072-724-6727
	箕面市萱野1-19-4 萱野中央人権文化センター(らいとびあ21)内	072-722-7400
	箕面市桜ヶ丘4-19-3 桜ヶ丘人権文化センター(ヒューマンズプラザ)内	072-721-4800
柏原市	柏原市大正2-10-1 柏原市産業会館(K・Iホール)内1F	072-972-5573・5586
羽曳野市	羽曳野市向野2-9-7 羽曳野市立人権文化センター内	072-937-0860
	羽曳野市萱田4-1-1 羽曳野市生活環境部産業振興課内	072-958-1111
門真市	門真市中町1-1 門真市市民生活部人権女性政策課内	06-6902-6079
摂津市	摂津市三島1-1-1 摂津市市民生活部産業振興課内	06-6383-1362
高石市	高石市加茂4-1-1 高石市政策推進部経済課内	072-275-6164
藤井寺市	藤井寺市岡1-1-1 藤井寺市政策企画部魅力創生課内	072-939-1337
東大阪市	東大阪市荒本2-6-1 荒本人権文化センター内1階	06-6784-5811
	東大阪市永和1-15-2 シルバー人材センター1階	06-6727-1920
泉南市	泉南市樽井9-16-2 泉南市立市民交流センター内	072-485-1401
四條畷市	四條畷市中野本町1-1 四條畷市健康福祉部福祉政策課内	072-877-2121
交野市	交野市天野が原町5-5-1 交野市立保健福祉総合センター 交野市総務部人権と暮らしの相談課内	072-817-0997
大阪狭山市	大阪狭山市狭山1-2384-1 大阪狭山市市民生活部農政商工グループ内	072-366-6789
阪南市	阪南市尾崎町35-1 阪南市市民部まちの活力創造課内	072-472-6111
島本町	三島郡島本町広瀬2-22-27 島本町立人権文化センター内	075-961-7830
豊能町	豊能郡豊能町余野414-1 豊能町建設環境部農林商工課内	072-739-3424
能勢町	豊能郡能勢町宿野28 能勢町環境創造部地域振興課内	072-734-3976
忠岡町	泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1 忠岡町産業まちづくり部産業振興課内	0725-22-1122
熊取町	泉南郡熊取町野田1-1-1 熊取町住民部産業振興課内	072-452-6085
田尻町	泉南郡田尻町嘉祥寺883-1 田尻町総合保健福祉センター ふれ愛センター内	072-466-5008
岬町	泉南郡岬町多奈川谷川1905-22 岬町文化センター内	072-492-0341
太子町	南河内郡太子町大字山田88 太子町まちづくり推進部観光産業課内	0721-98-5521
河南町	南河内郡河南町大字白木1359-6 河南町まち創造部環境・まちづくり推進課内	0721-93-2500
千早赤阪村	南河内郡千早赤阪村大字水分180 千早赤阪村観光・産業振興課内	0721-26-7128

事業所の皆様へ

基礎訓練から就職後まで一貫して支援します

**障害者就業・生活支援センター
をご利用ください。**

障害者就業・生活支援センターとは、「障がいのある方を採用してもすぐに辞めてしまう」「どのようにして障がいのある方に仕事を教えればいいのか」など、このような悩みを抱える事業者の方々を支援していこうというものです。

【支援内容】

- ① 求人相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などの相談を受けます。
 - ② 雇用にあたっての、公共職業安定所等との調整を行います。
 - ③ 基礎訓練のあっせんや実習先との連絡調整を行います。
 - ④ 各種助成制度を紹介します。
- ※ その他にもさまざまな支援活動を行っています。

障がい者雇用ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/shuupotsu.html>

《本件に関するお問い合わせは》
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課
就労・IT 支援グループ
電話 (06)6944- 9178
FAX (06)6942- 7215

障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がいのある方に対して、地域の雇用関係機関や福祉関係機関と連携を図り、基礎訓練から就職・職場定着に至るまでの指導・助言・その他の支援を行っています。

☆大阪府内の障害者就業・生活支援センター一覧

名 称	活 動 区 域	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号
大阪市 障害者就業・生活支援センター	大阪市	大阪市天王寺区東上町 4-17 ワークセンター中授内	06-6776-7336	06-6776-7338
北河内東 障害者就業・生活支援センター 支援センターみいーん	大東市・四條畷市・交野市	大東市赤井 1 丁目 7-102	072-871-0047	072-889-1007
堺市 障害者就業・生活支援センター エマリス	堺市	堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1 堺市立健康福祉プラザ 4 階	072-275-8162	072-275-8163
南河内南 障害者就業・生活支援センター	富田林市・河内長野市・ 大阪狭山市・太子町・ 河南町・千早赤阪村	河内長野市昭栄町 2-1-101	0721-53-6093	0721-53-6095
すいた 障害者就業・生活支援センター	吹田市	吹田市高浜町 7-7 ぶくぶくサポ ート office	06-6317-3749	06-4867-3030
高槻市 障害者就業・生活支援センター	高槻市、島本町	高槻市高槻町 4-17	072-668-4510	072-668-4530
八尾・柏原 障害者就業・生活支援センター	八尾市・柏原市	八尾市楽音寺 1-85-1	072-940-1215	072-943-0294
とよなか 障害者就業・生活支援センター	豊中市	豊中市寺内 1-1-10 ローズコミュニティ・緑地 1 階	06-4866-7100	06-4866-7755
東大阪市 障害者就業・生活支援センター J-WAT	東大阪市	東大阪市菱江五丁目 2 番 34 号東 大阪市立障害児者支援センター レピラ 4 階	072-975-5711	072-975-5718
枚方市 障害者就業・生活支援センター	枚方市	枚方市大垣内 2-1-20 枚方市役所別館 1 階	090-2064-2188 (相談専用)	072-848-8911
南河内北 障害者就業・生活支援センター	松原市・羽曳野市・ 藤井寺市	羽曳野市白鳥 3-16-1 木村ビル 4 階	072-957-7021	072-957-1604
寝屋川市 障害者就業・生活支援センター	寝屋川市	寝屋川市寝屋南 2-14-12 真心ハウス 3 階	072-822-0502	072-821-5247
泉州中 障害者就業・生活支援センター	岸和田市・貝塚市	貝塚市堤 371 番地の 1 タケモトビル 4 階 A 室	072-422-3322	072-433-9923
茨木・摂津 障害者就業・生活支援センター	茨木市・摂津市	摂津市学園町 2-9-28	072-665-7670	072-665-7671
北河内西 障害者就業・生活支援センター	守口市・門真市	守口市日吉町 1-2-12 守口市障害者・高齢者交流会館 3 階	06-6994-3988	06-6994-3988
泉州北 障害者就業・生活支援センター	泉大津市・和泉市・ 高石市・忠岡町	和泉市府中町 1-8-3 和泉ショッピングセンター 2 階	0725-26-0222	0725-26-0031
泉州南 障害者就業・生活支援センター	泉佐野市・泉南市・阪南市・ 熊取町・田尻町・岬町	泉佐野市下瓦屋 222-1 泉佐野市立北部市民交流センタ ー一本館	072-463-7867	072-463-7890
豊能北 障害者就業・生活支援センター	池田市・箕面市・豊能町・ 能勢町	箕面市稲 1-11-2 ふれあい就労支援センター 3 階	072-723-3818	072-723-8803

(平成 31 年 4 月現在)

事業主の皆様へ

ひとり親家庭の雇用にご協力ください

大阪府母子家庭等就業・自立支援センター（大阪府が社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会に事業委託）は、国の許可を得た職業紹介所として、求人情報の提供や紹介業務を行っています。

母子家庭のお母さんをはじめとした、ひとり親家庭の自立を応援するため、当センターへの求人の提供をよろしくお願いいたします。

当センターでは

取扱職業は全職種

人材を登録
しています

就業支援講習会（パソコン、簿記、介護職員初任者研修等）の修了者や、求職中のひとり親家庭の親が登録しています。

特定求職者雇
用開発助成金
のご案内

◎特定求職者雇用開発助成金（国制度）とは
当職業紹介所の紹介により、ひとり親家庭の親を雇用保険の被保険者として雇い入れた場合、一定条件のもと、事業主に対し助成金が支給されます。

詳しくは下記まで。

申込・問合せ先

大阪府母子家庭等就業・自立支援センター

〒540-0012 大阪市中央区谷町5-4-13

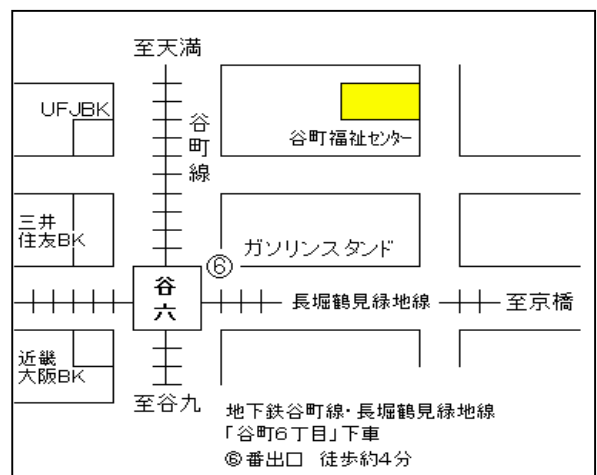
大阪府谷町福祉センター5F

TEL 06 (6762) 9995

06 (6762) 9498

FAX 06 (6762) 3796

<http://www.osakafu-boshiren.jp/tocompany/>



求人事業所の方へ

■求人票について

- ・求人票は、職種別、雇用形態別（常用、パート等）にお書きください。
- ・従事すべき業務内容、労働契約の期間、就業場所、就業時間、時間外勤務、休憩時間、休日、賃金の額、規定されている手当、各種保険の適用など、正しい明示をお願いいたします。（職業安定法第5条の3）
- ・採用人数は、正確にご記入ください。
- ・紹介期限（有効期限）は、最長6カ月以内で自由に定めてください。
- ・求人票は当センターに直接お持ちいただくほか、郵送または **FAX** でも受付いたします。
- ・受付が完了しましたら、求人票の控により受付番号をお知らせいたします。

■受付後のお取り扱いについて

- ・紹介期限（有効期限）後の紹介継続を希望される場合は、期限満了前に必ず当センターまで連絡してください。連絡のないときは、自動的に取下げとなります。
- ・応募者があったときには、当所から面接日時の調整について連絡をいたします。
- ・採否については、応募者の技能、経験、面接の結果などを踏まえ、合理的な基準のもと、できる限り早期に決定の上、応募者に連絡してください。あわせて当センターへのご連絡もお願いします。
- ・求人取下げ等、ご紹介を必要としなくなったときは、直ちに当センターにご連絡ください。

■助成金について

当センターの紹介により、ひとり親家庭の親を雇入れた事業主は、一定条件のもと、**特定求職者雇用開発助成金**を受給することができます。
助成金を申請される場合には、「職業紹介証明書」を発行いたしますので、当センターにお申し出ください。

大阪府母子家庭等就業・自立支援センター

（社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会 職業紹介所）

〒540-0012 大阪市中央区谷町5-4-13

大阪府谷町福祉センター5F

TEL 06-6762-9995

06-6762-9498

FAX 06-6762-3796

厚生労働大臣許可 許可番号 27-ユ-300698

◇取扱業務の範囲 取扱職業 全職種

求 人 票

[受付 令和 年 月 日]

[受付番号 -]

紹介期限	令和 年 月 日	
事業所番号	- -	
事業所名(ふりがな)		
所在地		
TEL FAX		
事業内容 (業務内容)		
資本金	万円 創業 昭和・平成・令和 年	
従業員数		
加入保険	雇用 ・ 健康 ・ 介護 ・ 厚生	
選考	面接 日時	
	選考 場所	
	・書類選考 ・採用選考申込書(所定様式)送付	
	携行品	
担当者	課G名 氏名 連絡先 TEL FAX	
就業時間 交代制 無 有	① 時 分～ 時 分 ② 時 分～ 時 分 ③ 時 分～ 時 分	
時間外	月平均 時間	
休憩時間	時 分～ 時 分 (分)	
休日	日曜・祝日・土曜・その他() 週休2日制(毎週・隔週・月 回)・無 年間休日日数 日	
就業(選考)場所までの略図		

職 種	非常勤作業員	採用人数
年 齢	歳位まで ・ 不問	人
雇用形態 雇用期間 の定め 試用期間 (//条件)	・常用(フルタイム)・パート・臨時・派遣・() ・無・有(月 日～ 月 日) (年・月・日)更新:有・無 ・無・有(日・か月) (賃金)	
就業場所		
仕事の 内 容		
学 歴	(履修科目)	
必要な経験・免許資格		

賃金形態	日給月給		
毎月の 賃金税込	基本給	円～ 円	
	定期的に支払われる 手当	その他の 手当 等付記 事項	
	手当	円	
	手当	円	
	手当	円	
合計	円～ 円		
通勤手当	・全額 ・なし ・定額(日額 円かつ月額 円)		
賃金締切日	毎月 日・その他()		
賃金支払日	毎月 日・その他()		
昇 給	ベースアップ込み の前年度実績 円～ 円		
賞 与	(前年度実績) 回・計 月分 または 円～ 円		
事業所・求人 条件に係る 特記事項			

ホームレス自立支援センターの概要

平成31年4月（31年1月調査）に公表された「ホームレスの実態に関する全国調査」において、大阪府内のホームレスの人の数は、全国で東京都に次いで多い1,064人となっています。

これらのホームレスの人のうち、約3割が「きちんと就職して働きたい」と望んでおり、その半数が現に求職活動を行っているという状況にあります。

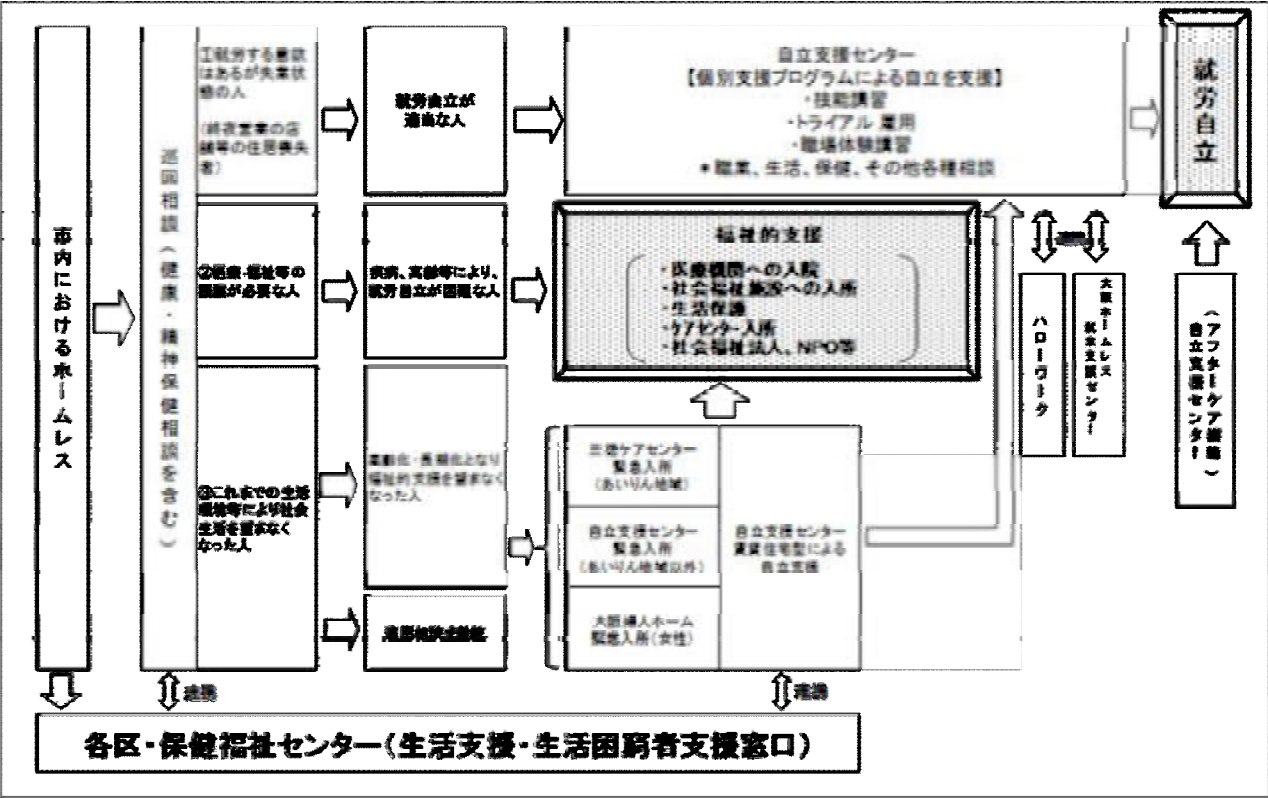
ホームレス自立支援センターは、これらの「就労意欲があり」かつ「働ける状態にある」人たちを対象に、就労による自立を支援するための入所施設です。

この施設は、国の補助を受け、平成31年4月現在、大阪市が1ヵ所設置しています。

■ ホームレス自立支援センター一覧（平成31年4月現在）

施設名称	設置主体	定員	所在地	電話番号
自立支援センター舞洲	大阪市	120人	大阪市此花区北港白津 2-1-56	06-6462-1765

■ ホームレス自立支援センターにおける支援の流れ



■ ホームレス自立支援センターでの支援内容について

ホームレス自立支援センターでは、入所したホームレスの方に次のような支援を行っています。

- ① 健康診断 入所された方に健康診断を実施し、就労に支障のある疾病等がないか確認します。疾病等が見つかった場合、軽度の疾病等の場合、通院により早期回復を図ります。
- ② 生活相談 負債等の法律相談や就労に向けたモチベーションアップ等のケアを行います。
- ③ 生活訓練 毎日の日課などを通じて通常の生活リズムを取り戻します。
- ④ 生活支援 食事、入浴、衣類や日常生活用品等の貸与など衣食住全般の支援を行います。
- ⑤ 就職活動 センター内で、週に4回、国の公共職業安定所（ハローワーク）の職業相談員が個別に職業相談や求人情報の提供等を行うなど、就職活動の支援を行います。またキャリアカウンセリングや再就職支援なども行っています。
- ⑥ 技能講習 介護初任者講習、パソコン講習、ビルクリーニング、フォークリフト運転等41種類のメニューを用意しており、希望職種に応じて2種類の受講ができます。
- ⑦ 実地訓練 センター内の清掃、道路・公園等の除草清掃等に従事します。
- ⑧ 貸与金制度 求職活動中や就職後住居が決まるまでの間に必要な交通費や食費等の必要経費を貸与するなどの経済的支援を行います。
- ⑨ 保証人制度 「就職及び住宅賃貸者・身元保証人制度」などの制度を利用します。
- ⑩ 就労後支援 住居の斡旋、各種法律相談、安定就労にかかる相談等を行います。

■ 入所期間

原則として3ヶ月以内で就職決定後、住居が決まるまでの間です。

ただし、最大6ヶ月まで延長することができます。

■ 就職状況

就職率は設立以降毎年約40%台となっています。

就職先の業種は、清掃業、警備業、建設業が多くを占めていますが、製造業、サービス業、飲食業、運送業その他入所者の職歴やニーズ・適性等に応じて多種多様なものとなっています。

■ 入所者の年齢

平均約44歳（令和元年6月末現在）となっています。

※トライアル雇用制度

自立支援センターの入所者をハローワークなどを通じて雇用した場合、国のトライアル雇用制度が適用され、雇用主には、1人につき、月額40,000円が最大3ヶ月間支給されます。



地域若者サポートステーションの概要



地域若者サポートステーションは、働くことに対して様々な悩みを抱え、ニート状態に陥っている若者に対して、仕事に求められる知識・スキルだけでなく、働く自信の回復といった職業意識の啓発や社会適応の促進といった多様な支援を行うことで、就労に向かうよう支援する施設です。

● 対象となる方

原則、15歳から39歳で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者のうち、就職に向けた取組みへの意欲が認められ、ハローワークにおいても就職を目標にし得ると判断した者及びその家族。学校連携支援については、高校、大学等を中退した者（中退予定者を含む）。

● 支援内容

1 個別相談

- キャリア・コンサルタント等による個別相談を行い、若者一人ひとりに合わせた支援メニューを作成します。
- メンタル面のサポートが必要な場合は、臨床心理士等による心理カウンセリングを行います。
- 必要に応じて適切な支援機関・団体（保健・医療・福祉機関など）へ誘導します。

2 学校連携支援

- 学校（高等学校、専修学校、大学若しくは短期大学等）との連携により、学校中退者等を地域若者サポートステーションへ結び付け、キャリア・コンサルタント等による支援などを行います。

3 支援プログラム

- コミュニケーションスキルアップのためのワークショップ、就労支援セミナー、職場体験などの多様なプログラムにより、「働く」ことに対する自信や意欲の向上を目指します。

注）職業紹介・就職斡旋を直接行うのではなく、就職活動に足を踏み出せるよう支援する施設です。

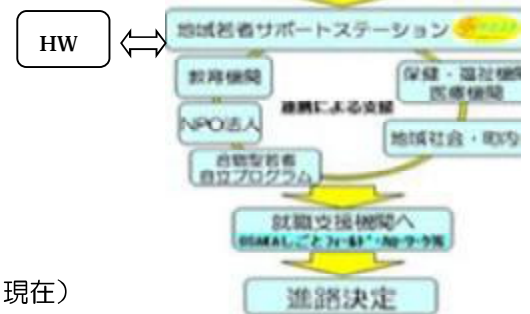
支援メニューの内容は、各地域若者サポートステーションによって異なります。

詳しくは各地域若者サポートステーションへお問合わせください。

● 支援のためのネットワークの構築

これら支援を行う際には、若者一人ひとりの置かれた状況に合わせた個別の対応、また、継続的な支援が必要となります。

そこで地域若者サポートステーションが拠点となり、国・地方自治体の若者支援機関・地域社会・NPO 法人とネットワークを結び、連携して支援を行っています。



※大阪府内の地域若者サポートステーション一覧（平成31年4月1日現在）

	住所	電話番号	FAX
OSAKA しごとフィールド 大阪府地域若者サポートステーション	大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 2・3 階	06-4794-9200	06-6232-8581
大阪市若者自立支援事業コネクションズおおさか (大阪府地域若者サポートステーション)	大阪市北区梅田 1-2-2-400 大阪駅前第2ビル4階1-2号室	06-6344-2660	06-6344-2677
三島地域若者サポートステーション	高槻市高槻町 4-17	072-668-4632	072-668-4632
泉州地域若者サポートステーション	泉佐野市下瓦屋 222-1 泉佐野市立北部市民交流センター本館 2 階	072-464-0002	072-464-0154
中河内地域若者サポートステーション	東大阪市高井田元町 2-4-6 岸田興産ビル 2階受付	06-6787-2008	06-6787-2018
北河内地域若者サポートステーション	枚方市岡東町 12-1 ひらかたサンプラザ1号館 3 階 305 号室	072-841-7225	072-841-7225
とよの地域若者サポートステーション	豊中市服部西町 4-13-1 豊中市立青年の家いぶき 3 階	06-6151-3017	06-6151-3037
鹿河内地域若者サポートステーション	富田林市常盤町 3-17 リベルテタナカ 501 号	0721-26-9441	0721-26-9445
堺地域若者サポートステーション	堺市堺区熊野町東 4-4-19 平成ビル 603	072-229-3900	072-229-0099

自立相談支援機関（生活困窮者自立支援制度）の概要

生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体において自立相談支援機関を設置し、生活や仕事などに困っておられる方からの相談を受けて、本人が自立した生活を送ることができるよう、本人に寄り添いながら、個々の事情に応じた包括的・継続的な相談支援及び就労その他の支援を行っています。

大阪府内においては、福祉事務所設置自治体の34市町及び大阪府（福祉事務所を設置していない、島本町を除く9町村を所管）が自立相談支援機関（別紙参照）を設置し、生活困窮者に対する支援を行っています。

■生活困窮者自立支援法に基づく事業について

- ・ 自立相談支援事業（必須事業）

自立相談支援機関を設置し、相談支援員等が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労その他自立に関する相談業務を実施。
- ・ 住居確保給付金の支給（必須事業）

離職等を原因として生活困窮状態となり、住居を喪失した者等に対して家賃相当額を有期（最長9か月まで）で支給。
- ・ 就労準備支援事業（任意事業）

直ちに求職活動又は就労が困難な者に対して、就労に必要な知識及び能力向上のため必要な支援を有期（最長で1年）で実施。
- ・ 一時生活支援事業（任意事業）

住居喪失者に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供を実施。
- ・ 家計改善支援事業（任意事業）

家計管理に関する支援、滞納（税・公共料金等）の解消、債務整理に関する支援等を実施。
- ・ 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業（任意事業）

生活困窮世帯（生活保護世帯含む）の子どもに対して進学等を目的とした学習支援、居場所の提供、世帯の自立に向けた親への養育支援等を実施。
- ・ 就労訓練事業

雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施する事業で、社会福祉法人、営利企業等の自主事業として実施。就労訓練事業の適切な実施を確保するため、都道府県知事等が事業を認定。

大阪府内自立相談支援機関窓口一覧（令和元年7月25日時点）

別紙

自治体名	事業者	窓口名	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス
大阪市北区	大阪市北区社会福祉協議会・みおつくし福祉会 共同	よりそいサポートきた	大阪市北区扇町2-1-27	06-6809-2814	06-6809-1081	soudan@kita-seikatu.kusuyakyou.or.jp
大阪市都島区	(福) 大阪市都島区社会福祉協議会	生活自立相談窓口	大阪市都島区中野町2-16-20	06-4800-4800	06-4800-4802	chiiki4@miyakorin.com
大阪市福島区	(福) 大阪市福島区社会福祉協議会	生活あんしん相談窓口	大阪市福島区大開1-8-1	06-6468-6340	06-6468-6350	fuku-anshin@clock.ocn.ne.jp
大阪市此花区	大阪市此花区社会福祉協議会・みおつくし福祉会 共同	自立相談支援窓口	大阪市此花区春日出北1-8-4	06-6466-9530	06-6460-0107	
大阪市中央区	(福) 大阪市中央区社会福祉協議会	生活自立相談窓口	大阪市中央区久太郎町1-2-27	06-7507-1487	06-7507-1776	mknq10057@office.eonet.ne.jp
大阪市西区	みなと寮・西区社会福祉協議会共同	生活自立相談「がらっとほーむ西」	大阪市西区新町4-5-14	06-6538-6400	06-6538-6401	nishi-soudan@minatoryo.jp
大阪市港区	みなと寮・港区社会福祉協議会共同	くらしのサポートコーナー	大阪市港区市岡1-15-25	06-6576-9897	06-6571-7493	minato-soudan@minatoryo.jp
大阪市大正区	(福) 大阪市大正区社会福祉協議会	インコス大正	大阪市大正区千島2-7-95	06-4394-9925	06-6555-5760	incosu-taisho@bcc.bai.ne.jp
大阪市天王寺区	大阪白隠館、 天王寺区社会福祉協議会共同	サポート天王寺	大阪市天王寺区真法院町20-33	06-6774-9937	06-6774-9936	support-tennouji@sirius.ocn.ne.jp
大阪市浪速区	(福) 大阪市浪速区社会福祉協議会	くらしのサポートセンターなこわ	大阪市浪速区敷津東1-4-20	06-6536-8861	06-6536-8864	manivan@kff.so-net.ne.jp
大阪市西淀川区	AHC・大阪市西淀川区社会福祉協議会共同	生活自立相談・就労支援窓口	大阪市西淀川区御幣島1-2-10	06-6471-8222	06-6471-8222	nishi-info@ahc-net.jp
大阪市淀川区	大阪市淀川区社会福祉協議会・みなと寮共同	生活自立相談窓口	大阪市淀川区十三東2-3-3	06-6195-7851	06-6195-7852	yjritsushien@lime.ocn.ne.jp
大阪市東淀川区	(福) 大阪市東淀川区社会福祉協議会	くらしのみのり相談窓口	大阪市東淀川区豊新2-1-4	06-6320-0231	06-6320-0232	hysoudan@aroma.ocn.ne.jp
大阪市東成区	大阪市東成区社会福祉協議会・みおつくし福祉会 共同	自立相談支援窓口	大阪市東成区大今里西2-8-4	06-6977-9126	06-4307-5987	konkyu-higashinari@aurora.ocn.ne.jp
大阪市生野区	(福) 大阪市生野区社会福祉協議会	くらしの相談窓口いくの	大阪市生野区勝山南3-1-19	06-6717-6565	06-6717-6566	iku-soudan@aroma.ocn.ne.jp
大阪市旭区	リベルタ・ヒューマンワークアソシエーション共同	くらし相談窓口	大阪市旭区大宮1-1-17	06-6953-2380	06-6953-2380	kurashisoudanmado2380@yahoo.co.jp
大阪市城東区	(福) 大阪市城東区社会福祉協議会	生活自立相談窓口・ウイズゆうゆう	大阪市城東区中央3-5-45	06-6936-1181	06-6936-1154	tsurumi-assist@bscuit.ocn.ne.jp
大阪市鶴見区	(福) 大阪市鶴見区社会福祉協議会	自立アシスト相談	大阪市鶴見区横堤5-4-19	06-6913-7060	06-6913-7060	abeno-konkyu@dume.ocn.ne.jp
大阪市阿倍野区	(福) 大阪市阿倍野区社会福祉協議会	生活相談窓口あへの	大阪市阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-9795	06-6622-9979	abeno-konkyu@dume.ocn.ne.jp
大阪市住之江区	(福) 大阪市住之江区社会福祉協議会	暮らしさぼーと相談センターすみみのえ	大阪市住之江区御崎3-1-17	06-6682-9824	06-6682-9824	kurasapo-suminoe@mopera.net

自治体名	事業実施者	窓口名	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス
大阪市住吉区	(福) 大阪市住吉区社会福祉協議会	生活自立相談窓口	大阪市住吉区南住吉3-15-55	06-6654-7763	06-6654-7651	suumyoshi.konkyu@ivy.ocn.ne.jp
大阪市東住吉区	(福) 大阪市東住吉区社会福祉協議会	くらしサポート	大阪市東住吉区東田辺1-13-4	06-6621-3011	06-6621-3012	gmmn4yv9k@wing.ocn.ne.jp
大阪市平野区	(福) 大阪市平野区社会福祉協議会	くらしサポートセンター平野	大阪市平野区背戸口3-8-19	06-6700-9250	06-6700-9251	kurasapo1@pure.ocn.ne.jp
大阪市西成区	大阪市西成区社会福祉協議会・大阪自彊館共同 体	はぎさぼーと	大阪市西成区岸里1-5-20	06-6115-8070	06-6115-8077	hagi-support@adagio.ocn.ne.jp
堺市	社会福祉法人堺市社会福祉協議会	堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」	堺市堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉 会館4階	072-225-5659	072-222-0202	step.sakai@sakai-syakyo.net
豊中市	市民協働部くらし支援課	くらし再建パーソナルサポートセンター	豊中市北桜塚2-2-1	06-6858-6861	06-6858-5095	roukai@city.toyonaka.osaka.jp
	豊中市社会福祉協議会	くらし再建パーソナルサポートセンター@社会福 祉協議会	豊中市岡上の町2-1-15	06-6848-1313	06-6841-2388	tcpsc@gokl.ocn.ne.jp
	一般社団法人キャリアブリッジ	くらし再建パーソナルサポートセンター@いびぎ	豊中市服部西町4-13-1	06-4866-5640	06-4866-5645	info@ps-toyonaka.net
高槻市	高槻市健康福祉部福祉事務所生活福祉支援課	自立支援相談窓口	大阪府高槻市桃園町2番1号	072-674-7767	072-674-7721	受付フォーム (パソコン・スマホ用) <a href="https://s-kantan.com/takatsukid-
u/offer/offerList_detail.action?te
mpSeq=1648">https://s-kantan.com/takatsukid- u/offer/offerList_detail.action?te mpSeq=1648 (携帯電話用) <a href="https://s-kantan.com/takatsukid-
k/offer/offerListMobile_detail.acti
on?tempSeq=1677">https://s-kantan.com/takatsukid- k/offer/offerListMobile_detail.acti on?tempSeq=1677
東大阪市	東大阪市福祉部生活福祉室	生活さいけん相談窓口	大阪府東大阪市荒北1-1-1	06-4309-3182	06-4309-3815	seifuku@city.higashiosaka.lg.jp
枚方市	枚方市福祉部生活福祉室	枚方市自立相談支援センター	枚方市大垣内町2丁目1番20号	072-841-1548	072-841-4123	shien@city.hirakata.osaka.jp
八尾市	八尾市社会福祉協議会	生活支援相談センター	八尾市本町1-1-1	072-924-3761	072-922-3786	yaofritsu@yahoo.co.jp
岸和田市	岸和田市福祉部生活福祉課因窮者支援担当	生活福祉課	岸和田市岸城町7番1号	072-423-9141	072-423-3562	<a href="mailto:seikatstu@city.kishiwada.osaka.l
g.jp">seikatstu@city.kishiwada.osaka.l g.jp
	岸和田市社会福祉協議会	岸和田市自立相談支援センター	岸和田市野田町1丁目5番5号	072-439-8255	072-437-1500	info@syakyo.or.jp
池田市	池田市福祉部生活福祉課	暮らし応援窓口いけだ	池田市城南1-1-1	072-752-1316	072-752-5234	
吹田市	吹田市福祉部生活福祉室	生活困窮者自立支援センター	吹田市泉町1丁目3番40号	06-6384-1350	06-6388-7348	sfk-konkyu@city.suita.osaka.jp
泉大津市	泉大津市健康福祉部福祉政策課	市民生活応援窓口	泉大津市東雲町9-12 市役所内1階口 七一	0725-33-9254	0725-20-3129	fukushi@city.izumotsu.lg.jp
貝塚市	貝塚市福祉部福祉総務課	市民相談室	貝塚市島中1丁目17番1号	072-433-7086	072-433-7088	fukushisomu@city.kaizuka.lg.jp

自治体名	事業実施者	窓口名	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス
守口市	一般社団法人ヒューマンワークアソシエーション	くらしサポートセンター-守口	守口市京阪本通2-5-5 守口市役所7階	06-6998-4510	06-6998-4512	
茨木市	茨木市健康福祉部相談支援課相談一係	くらしサポートセンター「あすてっぶ茨木」	茨木市駅前三丁目8番13号	072-655-2758	072-620-1720	seikatsu-shien@city.ibaraki.lg.jp
泉佐野市	泉佐野市健康福祉部生活福祉課	生活福祉課	泉佐野市市場東一丁目295番地の3	072-463-1212	072-462-1070	seihuku@city.zumisano.lg.jp
富田林市	富田林市子育て福祉部地域福祉課自立支援係	地域福祉課自立支援係	大阪府富田林市常盤町1番1号	0721-25-1000	0721-21-4782	chiiki-fukushi@city.tondabayashi.lg.jp
寝屋川市	寝屋川市社会福祉協議会	寝屋川市社会福祉協議会	大阪府寝屋川市池田西町28番22号	072-812-2040	072-838-0166	
河内長野市	河内長野市保健福祉部生活福祉課福祉総務係	保健福祉部生活福祉課	河内長野市原町一丁目1番1号	0721-53-1111	0721-52-4920	fukushisoumu@city.kawachinagano.lg.jp
松原市	松原市福祉部福祉総務課 (社福) 松原市社会福祉協議会 (社福) 松風福祉会	松原市福祉部福祉総務課 生活支援センター ぬくもり相談室	大阪府松原市阿保1丁目1番1号 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所東別館内	072-337-3116 072-337-7333	072-337-3007 072-335-1294	fukushi-soumu@city.matsubara.osaka.jp mssoudan@ab.auone-net.jp
大東市	社会福祉法人大東市社会福祉協議会	くらしサポート大東	大阪府大東市谷川1-1-1	072-870-9664	072-872-2189	ks2daito@shakyo-daito.jp
	和泉市生きがい健康部福祉総務課	くらしサポートセンター	和泉市府中町2-7-5	0725-99-8100	0725-41-3110	
	(社) ベガサス	ベガサス いきいきネット相談支援センター	和泉市上町81 介護療養型老人保健施設 エクス内	0725-43-2010	0725-43-2414	pegasus-shien@sirus.ocn.ne.jp
	(福) 和泉市社会福祉協議会	和泉市社会福祉協議会 いきいきネット相談支援センター	和泉市幸2-5-16 北部総合福祉会館内	0725-41-3739	0725-41-3191	shakyo-hokubuh@apricot.ocn.ne.jp
	(福) 悠人会	サンガーデン府中 いきいきネット相談支援センター	和泉市山莊町1368-1	0725-46-3110	0725-46-3110	sg_shiencenter@yujinkai.com
和泉市	(福) 芳春会	ピオラ和泉 いきいきネット相談支援センター	和泉市和泉町3-4-24	0725-46-0470	0725-46-0370	cm.viola@solid.ocn.ne.jp
	(福) 大阪府社会福祉事業団	光明荘 いきいきネット相談支援センター	和泉市伏屋町3-8-1	0725-56-2003	0725-57-8138	kms-csw@komyoso.jp
	(医) 博我会	プリム和泉 いきいきネット相談支援センター	和泉市松尾寺町330	0725-54-1912	0725-54-2011	purimura-csw@tulip.ocn.ne.jp
	(医) 大泉会	くろいし いきいきネット相談支援センター	和泉市黒石町566-1	0725-57-2266	0725-57-2267	kuroishi-cs@daisenkai.jp
	(福) 和泉福祉会	ひかりの園 いきいきネット相談支援センター	和泉市下宮町141-1	0725-92-1225	0725-92-2347	hikarinosonocsw@guitar.ocn.ne.jp
箕面市	(特非) 暮らしづくりネットワーク北芝 (社福) 箕面市社会福祉協議会	生活相談窓口 生活相談窓口	大阪府箕面市萱野五丁目8番1号(箕面市立総合保健福祉センター) 大阪府箕面市萱野一丁目19番4号(箕面市立萱野中央文化センター)	072-727-9515	072-727-3539 072-722-7400	
柏原市	社会福祉法人柏原市社会福祉協議会	生活支援相談窓口	柏原市安堂町1番55号	072-972-1507	072-972-2200	

自治体名	事業実施者	窓口名	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス
羽曳野市	羽曳野市社会福祉協議会	生活自立相談窓口	羽曳野市菅田4丁目1-1	072-958-2315	072-958-3853	
門真市	(福) 門真市社会福祉協議会		門真市御堂町14-1	06-6902-6453	06-6904-1456	
摂津市	摂津市保健福祉部生活支援課	生活支援課	摂津市三島1-1-1	06-6383-1111	06-6383-9031	seikatsushien@city.settsu.osaka.jp seikatsushien@city.settsu.lg.jp
高石市	社会福祉法人高石市社会福祉協議会	社会福祉法人高石市社会福祉協議会	高石市加茂4丁目1番1号 市役所別館1階	072-261-3656	072-261-9375	
藤井寺市	藤井寺市福祉部生活支援課自立相談支援担当	生活困窮者自立相談支援担当	大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号	072-939-1107	072-952-9503	
泉南市	一般社団法人泉南市人権協会	こころ泉南	大阪府泉南市梅井9-16-2	0120-968-141	072-493-6101	
四條畷市	(福) 四條畷市社会福祉協議会	なわて生活サポート相談	四條畷市中野本町1番1号	072-877-2121	072-879-5955	seihuku@city.shijonawate.lg.jp
交野市	(福) 交野市社会福祉協議会		大阪府交野市天野が原町5-5-1 交野市立保健福祉総合センター内 (ゆめセンター)	072-895-1185	072-895-1192	seikon@katano-shakyo.com
大阪狭山市	(福) 大阪狭山市社会福祉協議会	生活サポートセンター	大阪狭山市狭山1丁目862-5	072-368-9955	072-368-9933	
阪南市	阪南市福祉部生活支援課	生活支援課	大阪府阪南市尾崎町3-5-1	072-471-5678	072-473-3504	
島本町	社会福祉法人島本町社会福祉協議会	生活自立相談窓口	大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号	0120-87-5417 075-962-5417	075-962-6325	info@shimasyakyo.or.jp
豊能町・能勢町 (大阪府池田子ども家庭センター)	(福) 大阪府社会福祉協議会	はーと・ほっと相談室	池田市満寿美町9番17号	072-752-6287	072-754-1553	ikedakatei-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp
太子町・河内町・千早赤阪村 (大阪府富田林子ども家庭センター)	(福) 大阪府社会福祉協議会	はーと・ほっと相談室	大阪府富田林市寿町2丁目6番1号	0721-25-1131	0721-25-1173	tondabavashikatei-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp
忠岡町・熊取町・田尻町・岬町 (大阪府岸和田子ども家庭センター)	(福) 大阪府社会福祉協議会	はーと・ほっと相談室	岸和田市宮前町7-3-0	072-441-2760	072-444-9008	

(一社) おおさか人材雇用開発人権センター (C-STEP) の概要

1. 目的

C-STEPは、就職に際して困難な課題を抱える府民を支援し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的として大阪府をはじめ府内全市町村、企業、関係団体等で構成された団体です。

C-STEPは、府内全市町村が設置する「地域就労支援センター」との密接な連携を図り、就職困難者等の職業能力の開発や教育訓練等を実施し、C-STEP会員企業・団体への職場体験を通してマッチングを行うなど、就職困難者等の雇用・就労の実現を支援する機関として、大阪府の労働行政施策や各市町村の地域就労支援事業において重要な役割を担っている一般社団法人です。

2. 事業内容

(1) 人材開発・養成事業

就職困難者の方々や支援学校等の生徒を、企業の求める人材として育成するため、各種能力開発機関と連携し、多様な人材開発・養成プログラムを開発・実施

(2) 就職マッチング事業

就職困難者の方々を、人材開発・養成事業を通じ、会員企業からの求人情報を活用して、雇用・就労などの実現を支援
平成21年度から新たに支援学校等の生徒の就労支援を実施

(3) 職域開発事業

就職困難者の方々の多様な就労の場を確保するため、新規会員の開拓をはじめ、新たな就労形態を創造するための職域開拓

(4) 情報提供・調査研究事業

求職者や求人側双方に資するための、雇用・就労に関する様々な情報の収集や発信、雇用・就労実態等の把握・分析のための調査研究

3. 会員数

930 団体 (平成 31 年 4 月 1 日時点)



一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター

〒540-0028 大阪市中央区常盤町 1-3-8 (中央大通FNビル 14階)

TEL(06)6940-6600 FAX(06)6910-6033 URL <http://www.c-step.or.jp>

【大阪市営地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅下車6号出口徒歩1分】

障がい者の雇用や就労支援に
積極的に取り組む企業を募集中!

障がい者の「働きたい」を 一緒に応援しましょう!




お問い合わせ先

大阪府障がい者サポートカンパニー事務局

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 06-6360-9077

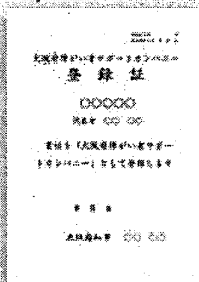
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課 06-6944-9178

大阪府 サポートカンパニー 検索 



「大阪府障がい者サポートカンパニー」 にご登録いただくと

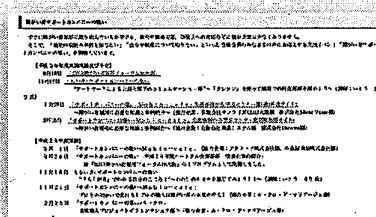
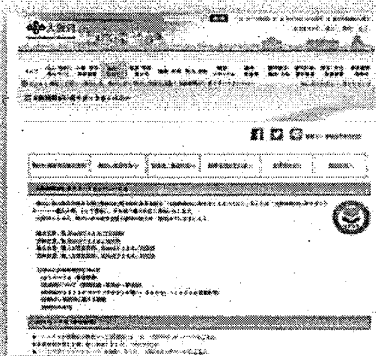
ロゴマークを企業PRに活用していただけます。



ロゴマークは
 ・会社パンフレット
 ・名刺
 ・ホームページ
 等、企業PRにお使いいただけます。

・「大阪府障がい者サポートカンパニー登録証」を
 交付し、ステッカーを配布します。

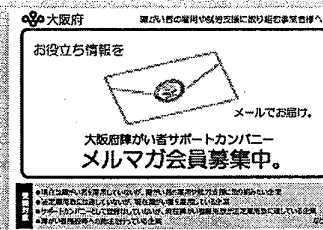
大阪府ホームページ等で企業名や取組み内容をご紹介します。



サポートカンパニー交流会やメールマガジンによる
 情報提供を行います。



「サポートカンパニーの集い」の様子(平成30年9月)

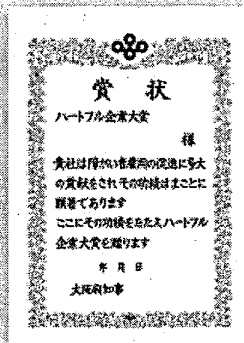


メールマガジン(サポカン.net)
 障がい者の雇用や就労支援に関する有益な情報を
 毎月お届けします。



image

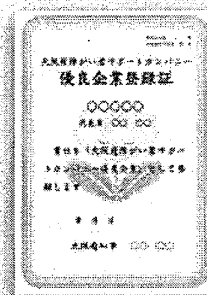
ハートフル企業顕彰(知事表彰)の選考の際の加点対象となります。



ハートフル企業顕彰とは

- ・障がい者の雇用の促進や職業教育などに大きく貢献し、その功績が顕著である企業を表彰する制度です。
- ・平成15年度から、毎年9月に、表彰式を行っています。

さらに「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」
として登録されると



大阪府制度融資「チャレンジ応援資金(金融機関提案型)」
のうち該当融資メニューにおいて、金利優遇等があります。

対象融資メニュー(平成31年4月1日現在)

- ・りそな銀行……………『りそな《エコビジョン・ダイバーシティ・カンパニー》融資制度』
- ・関西みらい銀行……………『関西みらい「成長支援」融資』
『関西みらい「ものづくり」企業応援融資』
『関西みらい 設備投資応援融資』

※詳しくは障がい者サポートカンパニーホームページをご覧ください。
※大阪府制度融資のご利用については、融資もしくは保証等をお約束するものではありません。

「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」登録のご案内

登録要件

- (1) 大阪府内に本社または事業所を設置していること。
 - (2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者雇用数が不足していないこと。
- ※常用雇用労働者が45.5人未満の企業等については、下のいずれかの要件を満たしている場合に「優良企業」の登録対象になります。

優良企業登録について

さらに、次のいずれかの要件を満たしている企業等は「大阪府サポートカンパニー優良企業」として登録していただけます。

- (1) 毎年1人以上障がい者(支援学校生徒含む)の実習を受け入れていること。(申請日から過去2年間)
- (2) 障がい者就労施設等への物品または役務の発注実績が合計24万円以上であること。(申請日から過去2年間)
- (3) 法定雇用数を超えた障がい者を雇用していること。
 - 常用雇用労働者数300人未満の事業者 → 法定雇用障がい者数を1人超えて雇用
 - 常用雇用労働者数300人以上の事業者 → 法定雇用障がい者数を2人超えて雇用
- (4) 登録申請日時点で大阪ハートフル基金事業協定を締結していること。
- (5) 次のいずれかの大阪府施策に協力していること。(詳しくはホームページをご覧ください。)
 - 大阪府が主催する障がい者雇用・定着支援にかかる各種研修事業 ○ 精神障がい者社会生活適応訓練事業
 - ハートフルオフィス推進事業 ○ 難病患者の雇用
 - アートを活かした障がい者の就労支援事業 ○ 言語としての手話の普及

※大阪府制度融資「チャレンジ応援資金(金融機関提案型)」のうち該当融資メニューのご利用には、「優良企業」の登録が必要です。

◆ハートフル企業顕彰(知事表彰)の表彰者選考にあたって、「登録」「優良登録」企業等にはそれぞれ加点があります。

《就労継続支援A型事業所の場合》

※「登録要件」及び「優良企業登録」については、ホームページをご覧ください。 [大阪府 サポートカンパニー](#)

登録の有効期間

◆登録日から起算して2年を経過した日以降の最初の3月31日まで。

登録の方法

登録申請書に必要事項を記入し、下記まで郵送または持参してください。

登録申請書はホームページからダウンロードできます。 [大阪府 サポートカンパニー](#)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-tokan.html>



登録の決定後、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録証」または「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録証」をご送付します。

大阪府障がい者サポートカンパニー事務局

《お問い合わせ》

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課
TEL : 06-6360-9077
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課
TEL : 06-6944-9178

《送付先》

〒540-8570
大阪市中央区大手前2丁目
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課
就労・IT支援グループ

公正採用選考 人権啓発推進員について

1 「公正採用選考 人権啓発推進員」の選任について

企業の皆様方が人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行っていただくため、大阪府及び厚生労働省大阪労働局では、「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」並びに「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」を定め、適正な採用選考システム等の確立等に、中心的な役割を果たす担当者として、事業所内に「公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）」の設置をお願いしています。

2 「推進員」の主な役割について

選任された「推進員」の方々には、各種研修会等へ積極的に参加するなど、自己啓発に努めていただくと共に、主に次の役割を果たしていただくよう、お願いします。

- ① 企業内の公正な採用選考制度の確立と、人権問題への取り組みを推進する人事管理体制の整備等に向けて中心的な役割をお願いします。
- ② 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関して中心的な役割をお願いします。
- ③ 関係行政機関との連絡窓口をお願いします。

3 設置対象の事業所について

- ① 常時使用する従業員数が25人以上の事業所について、「推進員」の設置をお願いします。（但し、工場、支店、営業所等については人事権（採用権）を有する事業所。）
- ② ①の他、大阪府知事または公共職業安定所長が管轄する地域において、推進員を選任することが適当であると認める事業所。

*特に大阪府においては、公益性の高い社会福祉法人、医療法人、学校法人や、事業として個人情報を取り扱うことのできる職業紹介事業者や結婚紹介事業者等については、25人未満の事業所であっても「推進員」の設置をお願いしています。

4 「推進員」の選任または変更の届出手続きについて

所定様式により管轄の公共職業安定所へ提出することにより、管轄公共職業安定所長、及び大阪府知事への届出となります。

5 従業員に対する人権啓発研修の計画策定・実施・届出について

従業員に対する人権啓発研修計画を策定した時、及び従業員に対して人権啓発研修を実施した時は、大阪府知事に報告してください。

6 「推進員」対象の「新任・基礎研修」について

大阪府では、厚生労働省大阪労働局と共催して毎月（二日間）、公正採用選考人権啓発推進員「新任・基礎研修」を開催しています。新たに「推進員」として選任された方、または以前から「推進員」に選任されていても、この研修を受講されていない方は、ぜひ受講していただきますようお願いいたします。（受講料：無料）

*日程等、詳しくは大阪府ホームページ「採用と人権」

[<http://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/index.html>]をご参照ください。

7 「推進員」制度に関するお問合せについて

- ① 大阪府商工労働部 雇用推進室 労政課 労政・労働福祉グループ 電話：06-6210-9518
- ② 厚生労働省 大阪労働局 職業対策課 電話：06-4790-6310
- ③ 管轄の各公共職業安定所 *次ページ参照

ハローワーク（公共職業安定所）一覧

ハローワーク	〒	所在地	電話番号	F A X	管轄区域
大阪東	540-0011	大阪市中央区農人橋 2-1-36 ビップビル1階～3階	06-6942-4771 ◎音声ガイダンス実施	06-6942-4784	中央区（ハローワーク大阪西の管轄区域を除く） 天王寺区、東成区、生野区、城東区、鶴見区
梅田	530-0001	大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル16階	06-6344-8609 ◎音声ガイダンス実施	06-6344-0840	北区、都島区、旭区、福島区、此花区、 西淀川区 ◎新規大学・高等学校・中学校卒業予定者の 求人は大阪新卒応援ハローワークへ
大阪新卒応援 ハローワーク	530-0017	大阪市北区角田町 8-47 阪急グランドビル18階	06-7709-9455	06-7709-9458	◎ハローワーク梅田管轄事業所の新規大学・高等学校・中学校卒業予定者の求人受理
大阪西	552-0011	大阪市港区南市岡 1-2-34	06-6582-5271 ◎音声ガイダンス実施	06-4393-0577	西区、港区、大正区、浪速区、中央区のうち 安堂寺町、上汐、上本町西、瓦屋町、高津、島之内、 心斎橋筋、千日前、宗右衛門町、谷町6～9丁目、 東平、道頓堀、中寺、難波、難波千日前、西心斎橋、 日本橋、東心斎橋、松屋町、南船場
ハローワークプラザ 難波求人コーナー	542-0076	大阪市中央区難波 2-2-3 御堂筋グランドビル4階	06-6214-9226	06-6214-1219	◎ハローワーク大阪西管轄事業所の求人の受理等、 求人者に対する各種支援 ◎高等学校・中学校卒業予定者の求人はハロー ワーク大阪西にて受理
阿倍野	545-0004	大阪市阿倍野区文の里 1-4-2	06-4399-6007 ◎音声ガイダンス実施	06-7711-6021	住之江区、住吉区、西成区、阿倍野区、 東住吉区、平野区 ◎新規大学・高等学校・中学校卒業予定者の 求人は、あべの・わかものハローワークへ
あべの・わかもの ハローワーク	545-0052	大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのヒアスオフィスビル棟10階	06-4396-7380	06-6649-0332	◎ハローワーク阿倍野管轄事業所の新規大学・高等 学校・中学校卒業予定者の求人受理
淀川	532-0024	大阪市淀川区十三本町 3-4-11	06-6302-4771 ◎音声ガイダンス実施	06-6886-3868	淀川区、東淀川区、吹田市
布施	577-0056	東大阪市長堂 1-8-37 イオン布施駅前店4階	06-6782-4221 ◎音声ガイダンス実施	06-6783-6768	東大阪市、八尾市
堺	590-0078	堺市堺区南瓦町 2-29 堺地方合同庁舎 1～3階	072-238-8301 ◎音声ガイダンス実施	072-238-8311	堺市
岸和田	596-0826	岸和田市作才町 1264	072-431-5541 ◎音声ガイダンス実施	072-423-8609	岸和田市、貝塚市
池田	563-0058	池田市栄本町 12-9	072-751-2595 ◎音声ガイダンス実施	072-751-5848	池田市、豊中市、箕面市、豊能郡
泉大津	595-0025	泉大津市旭町 22-45 テラスピア大阪2階	0725-32-5181 ◎音声ガイダンス実施	0725-22-2226	泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡忠岡町
藤井寺	583-0027	藤井寺市岡 2-10-18 DH藤井寺駅前ビル3階	072-955-2570 ◎音声ガイダンス実施	072-955-3770	柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市
枚方	573-0031	枚方市岡本町 7-1 ビオマネ・イ枚方店6階	072-841-3363 ◎音声ガイダンス実施	072-841-1101	枚方市、寝屋川市、交野市
泉佐野	598-0007	泉佐野市上町 2-1-20	072-463-0565 ◎音声ガイダンス実施	072-462-8689	泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡
茨木	567-0885	茨木市東中条町 1-12	072-623-2551 ◎音声ガイダンス実施	072-623-2896	茨木市、高槻市、摂津市、三島郡島本町
河内長野	586-0025	河内長野市昭栄町 7-2	0721-53-3081 ◎音声ガイダンス実施	0721-53-3194	河内長野市、富田林市、大阪狭山市、南河内郡
門真	571-0045	門真市殿島町 6-4 守口門真商工会館2階	06-6906-6831 ◎音声ガイダンス実施	06-6908-8943	守口市、門真市、大東市、四條畷市

大阪ホームレス就業支援センターの概要

平成31年4月（31年1月調査）に公表された「ホームレスの実態に関する全国調査」において、大阪府内のホームレスの人の数は、全国で東京都に次いで多い1,064人となっています。

これらのホームレスの人のうち、約3割が「きちんと就職して働きたい」と望んでおり、その半数が現に求職活動を行っているという状況にあります。

大阪ホームレス就業支援センターは、これらの「就労意欲があり」かつ「働ける状態にある」人たちを対象に、個々に応じたきめ細やかな就労相談の実施、及び民間事業所等からあらゆる就業機会を開拓、提供など、自立を支援するための施設です。

この施設は、国の委託事業を受け、平成31年4月現在、大阪府、大阪市、(公財)西成労働福祉センター、(社福)大阪自彊館、(社福)みおつくし福祉会、(社福)みなと寮、連合大阪、(一社)大阪労働者福祉協議会、NPO釜ヶ崎支援機構で1ヵ所設置しています。

■ 大阪ホームレス就業支援センター（平成31年4月現在）

施設名称	設置主体	設立	所在地	電話番号
大阪ホームレス就業支援センター	9団体	平成17年	大阪市西成区萩之茶屋 3-6-29	06-6645-1951

■ 大阪ホームレス就業支援センターでの支援内容について

ホームレス自立支援センターでは、入所したホームレスの方に次のような支援を行っています。

- ① 就労支援 就労支援相談をはじめ、就職情報の提供、就職後のフォロー等、一貫したきめ細かな就業支援を行います。また、公的就労現場において労働習慣の体得や技能向上を図るための指導を行います。
- ② 就業機会 支援対象者の適正やニーズに応じて、求人、請負仕事、内職、職場体験講習といったあらゆる仕事の開拓を行います。また、企業等へ啓発やPR活動を行います。
- ③ 職場体験 事務所等で実際に働くことを体験することにより、就業に対する不安の解消及び就業意欲の助成等を図ります。
- ④ 就職セミナー 就職に必要なノウハウの習得等を目的に、キャリアカウンセラーによるセミナーを実施します。また、必要に応じて専門セミナーや個別カウンセリングを実施し、就労意欲の助長を図ります。
- ⑤ 地域貢献 各種イベントの後片付けや社会福祉施設等の除草清掃作業など、地域の活性化に貢献できる事業を実施するとともに、就業機会を提供します。

保護観察対象者等の雇用の概要

犯罪や非行をした人たちは、刑に服し、矯正教育を受けたあとには、地域に戻ってきます。その時に、仕事に就き、健全な仲間や安定した収入を得ることができなければ、彼らは再び犯罪や非行を繰り返してしまうかもしれません。事実、法務省の調査によれば、無職者の再犯率は有職者の約3倍にあり、また、刑務所再入者の実に約7割が再犯時に無職であったという結果が出ています。（平成30年版再犯防止推進白書）

地域の安全・安心を実現するためには、事情を理解した上で犯罪や非行をした人たちを雇用する事業者の存在が不可欠であり、保護観察所では、そうした事業者の方々を「協力雇用主」として登録する制度を設け、雇用に対する奨励金の支給など協力雇用主を支えるための様々な支援を行っています。

■保護観察対象者等

保護観察は、犯罪や非行をした人たちが、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、

- ① 保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）
- ② 少年院仮退院者（少年院から仮退院を許された少年）
- ③ 仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）
- ④ 保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され、保護観察に付された人）
- ⑤ 婦人補導院仮退院者（婦人補導院から仮退院を許された人）

の計5種の人を“保護観察対象者”となります。

上記の保護観察対象者に、緊急更生保護の申し出をした人（刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人で、親族からの援助や、公的な福祉機関等の保護を受けられない、又はそれらのみでは改善更生できないと認められた人）を加えて、“保護観察対象者等”といいます。

■大阪保護観察所への協力雇用主の登録

▼登録要件

登録要件は暴力団と関係がない（属していない・協力していない・周辺者でない）事業者であること。

▼登録の有効期限

登録に有効期限はありません。

ただし、登録の継続の意思確認の際（大阪保護観察所では概ね2年毎）に、その回答が得られない、あるいは廃業等により実在が認められないときなどは、登録を抹消されることがあります。

▼登録の単位

本社の所在が大阪府内でなくても、府内の支社・事業所単位で登録できます。

▼登録方法

下記書類を揃えて大阪保護観察所に申請してください。

- ①協力雇用主登録届
- ②暴力団と関係していない旨及び都道府県警察への暴力団関係照会に同意する旨の誓約書
- ③役員等名簿
- ④登記事項証明（写しでも可）
- ⑤本人確認書類（同上）

（登録申請・お問い合わせ）

	所在地	電話番号
大阪保護観察所	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館5階	06-6949-6244

■大阪保護観察所による雇用に関する証明

大阪保護観察所では、事業者が「協力雇用主」として大阪保護観察所に登録している事実や、雇用期間の全部又は一部において保護観察対象者等であった人を雇用した（雇用している）事実について、必要な書類を添付して申請すれば、所長名の証明書を発行してもらえます。（※申請にあたっては、すでに事情を知っている人事担当者が手続を行うなど、個人の犯罪歴や非行歴等に関する情報の拡散防止にご留意ください。）

協力雇用主を 募集しています

就労支援にご協力ください。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支えるのは地域社会の力です。犯罪・非行の前歴のために働き場所を見つけれない刑務所出所者、保護観察対象者等をその事情を理解したうえで雇用し、改善更生にご協力いただける協力雇用主を募集しています。再犯のない、安心・安全な社会の実現にご協力をお願いします。

協力雇用主の意義と必要性

なぜ刑務所出所者等に就労の支援をするのか？皆さんは違和感を感じるかもしれません。現在の社会は罪を犯した人を永久に排除するわけではありません。彼らは罪を償い、矯正教育を受けた後には、地域に戻ってくるのです。その時に、仕事に就き、健全な仲間や安定した収入を確保できなければ、彼らは再び犯罪や非行を繰り返してしまうかもしれません。実際、法務省の統計によれば、無職者の再犯率は有職者の約3倍もあり、また刑務所再入所者の実に約7割が再犯時に無職なのです。刑務所出所者等の再犯や再非行を防止し、地域の安全・安心を実現するには、彼らの雇用の受け皿となる協力雇用主の存在が不可欠なのです。

※保護観察対象者の再犯率

(平成23年～27年、保護統計年報による。)



※刑務所再入所者に占める無職者の割合

(平成28年版犯罪白書による。)

再犯をして刑務所に戻った人の多くが仕事をしていませんでした。



■協力雇用主の方を支えるための支援があります。

就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。

※刑務所出所者等に対して、OJTや生活指導を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

※刑務所出所者等に対して、OJTや生活指導を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から1年間、刑務所出所者等により被った被害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。

※事前にトライアル雇用求人ハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

■お問い合わせは、下記いずれかまで。

- 特定非営利活動法人 大阪府就労支援事業者機構
〒543-0061
大阪市天王寺区伶人町2番7号
大阪府夕陽丘庁舎4階
TEL: 06-6772-0070

- 法務省 大阪保護観察所
〒540-0008
大阪市中央区大手前4丁目1番76号
大阪合同庁舎第4号館5階
TEL: 06-6949-6244